

2025年3月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSsの一覧

(2025年3月31日現在)



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2025 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋：

- 30 企業が、公表はされているが、未発効の新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の表題
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の性質
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2025 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2025 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

① 翌期(2026 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号)の改訂) ▶ 2023 年 8 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2025 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 220 号: 交換可能性の欠如(IAS 第 12 号の修正)(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024 年度, P9</i></p>

② 翌々期(2027 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「金融商品の分類及び測定の修正」(IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂) ▶ 2024 年 5 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2026 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 228 号: 金融商品の分類及び測定の改訂の公表</i></p> <p><i>Applying IFRS: 金融商品の分類及び測定の改訂 2024 年 11 月</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024 年度, P9</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」 ▶ 2024 年 7 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2026 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 229 号: IASB が 5 つの IFRS 会計基準について狭い範囲の基準改訂を公表(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024 年度, P10</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然依存電力を参照する契約(IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂) ▶ 2024 年 12 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2026 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 234 号: 自然依存電力—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024 年度, P12</i></p>

③ 2028年3月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新基準適用－IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」 ▶ 新基準適用に伴う改訂－IAS 第8号「財務諸表の作成の基礎」* ▶ 新基準適用に伴う改訂－IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に対する狭い範囲での修正 ▶ 2024年4月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2027年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可* 	<p><i>IFRS Developments 第223号: IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の公表</i></p> <p><i>Applying IFRS: IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024年度, P13</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社:開示」 ▶ 2024年5月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2027年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第226号: IFRS 第19号「公的説明責任のない子会社:開示」の公表(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2024年度, P14</i></p>

*新基準適用に伴い、IAS 第1号に含まれていたいくつかの要求事項が、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に移動されるとともに、その名称が IAS 第8号「財務諸表の作成の基礎」に変更されます。

④ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拠出」－IFRS 第10号「連結財務諸表」及び IAS 第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂 ▶ 2014年9月公表 (2015年12月改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2015年12月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められている。 	<p><i>IFRS アップデート 2024年度, P15</i></p>

(参考)⑤当期(2025年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「負債の流動負債又は非流動負債への分類」-IAS 第1号の改訂 ▶ 2020年1月公表及び同年7月改訂	▶ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第209号 IASB が特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂</i> <i>IFRS アップデート 2024年度, P7</i>
▶ 「特約条項付の非流動負債」-IAS 第1号の改訂 ▶ 2022年10月公表	▶ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第209号 IASB が特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂</i> <i>IFRS アップデート 2024年度, P7</i>
▶ 「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債」-IFRS 第16号の改訂 ▶ 2022年9月公表	▶ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第206号: IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に 関し IFRS 第16号を改訂</i> <i>IFRS アップデート 2024年度, P8</i>
▶ 「サプライヤー・ファイナンス契約」-IAS 第7号及び IFRS 第7号の改訂	▶ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第217号: サプライヤー・ファイナンス契約—新たな開示要求事項(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i> <i>IFRS アップデート 2024年度, P8</i>

(参考)⑥前期(2024年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 17 号「保険契約」 ▶ 2017 年 5 月公表及び 2020 年 6 月改訂	▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準(IFRS 第 17 号)の公表」 <i>Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)</i> (英語版のみ) <i>IFRS アップデート 2023 年度, P6</i> <i>Applying IFRS :IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard</i> (英語版のみ)
▶ 「会計方針の開示」— IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の改訂 ▶ 2021 年 2 月公表	▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 187 号「開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善」</i> (英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり) <i>Applying IFRS :会計方針の開示 2022 年 9 月</i> <i>IFRS アップデート 2023 年度, P8</i>
▶ 「会計上の見積り」— IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂 ▶ 2021 年 2 月公表	▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 186 号「IASB が会計上の見積りを定義」</i> <i>IFRS アップデート 2023 年度, P9</i>
▶ 「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS 第 12 号「法人所得税」の改訂) ▶ 2021 年 5 月公表	▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS アップデート 2023 年度, P9</i> <i>IFRS Developments 第 191 号「IASB がリース及び廃棄義務に係わる繰延税金の会計処理を明確化」</i>
▶ 「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール」— IAS 第 12 号の改訂 ▶ 2023 年 5 月公表	▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用	<i>IFRS Developments 第 218 号「IAS 第 12 号の修正:国際的な税制改革 第 2 の柱モデルルール」</i> <i>IFRS アップデート 2023 年度, P10</i>

4. 関連する当法人解説資料

- ▶ IFRS アップデート 2024 年度: [2024 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点 | EY Japan](#)

(ご参考) IFRS アップデート 2023 年度: [2023 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点](#)

(ご参考) 上記資料の英語最新版: [IFRS Update - Standards and interpretations in issue 31 March 2025 | EY - Global](#)

- ▶ Insurance accounting alert

(2023 年 9 月)

[保険 IFRS アラート\(2023 年 9 月\): IFRS 解釈指針委員会が仲介者に対する未収保険料に関するアジェンダ決定を最終化することに合意](#)

(2022 年 3 月)

[保険 IFRS アラート\(2022 年 3 月\): IFRIC が IFRS 第 17 号保険契約の利益の認識に関する暫定的なアジェンダ決定を公表する予定](#)

(2020 年 3 月)

[Insurance Accounting Alert - IASB meeting \(March 2020\)](#)

- ▶ Applying IFRS

発行年月	トピック
2025.2.28	金融商品の分類及び測定の改訂 2024 年 11 月
2024.9.6	IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」2024 年 7 月
2024.1.19	国際的な税制改革—第 2 の柱の開示 2023 年 11 月
2022.12.8	会計方針の開示 2022 年 9 月
2021.7.1	IFRS 17 - A closer look at the insurance contracts standard (2021 年 6 月)

- ▶ IFRS Developments

号	トピック
2025 年 2 月 第 234 号	自然依存電力—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂
2024 年 8 月 第 229 号	IASB が 5 つの IFRS 会計基準について狭い範囲の基準改訂を公表
2024 年 7 月 第 228 号	金融商品の分類及び測定の改訂の公表
2024 年 5 月 第 226 号	IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社: 開示」の公表
2024 年 4 月 第 223 号	IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の公表
2023 年 11 月 第 220 号	交換可能性の欠如(IAS 第 21 号の修正)
2023 年 10 月 第 218 号	IAS 第 12 号の修正: 国際的な税制改革 第 2 の柱モデルルール
2023 年 5 月 第 217 号	サプライヤー・ファイナンス契約—新たな開示要求事項
2022 年 12 月 第 210 号	国際課税ルール BEPS2.0 第 2 の柱導入に伴う IASB プロジェクト
2022 年 12 月 第 209 号	IASB が特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂

2022 年 11 月 第 206 号	<u>IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に 関し IFRS 第 16 号を改訂</u>
2021 年 5 月 第 191 号	<u>IASB がリース及び廃棄義務に係わる繰延税金の会計処理を明確化</u>
2021 年 4 月 第 189 号	<u>IASB が Covid19 に関連した賃料減免の会計処理に対する救済措置 を延長</u>
2021 年 2 月 第 187 号	<u>開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善</u>
2021 年 2 月 第 186 号	<u>IASB が「会計上の見積り」を定義</u>

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例(ご参考: [IFRS 連結財務諸表記載例 2025 年版](#))

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目及び財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2025 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- ▶ なお、IFRS 基準書の改訂のうち、「金融商品の分類及び測定の修正」(IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂)、「IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」及び、自然依存電力を参照する契約(IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂)については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

▶ 交換可能性の欠如 - IAS第21号の改訂

IASB は、2023 年 8 月に IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の改訂を公表し、通貨が交換可能であるかをどのように評価すべきか、及び交換可能性が欠如している場合どのように直物為替レートを決定すべきかを明確にしました。さらに、本改訂によって、他の通貨への交換可能性が欠如していることが、企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えていているか又は与えると見込まれるかを、財務諸表利用者が理解できるように情報を開示することが要求されます。

本改訂は、2025 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められますが、その旨を開示する必要があります。本改訂を適用する際、比較情報を修正再表示することは出来ません。

本改訂が当グループの財務諸表に与える重要な影響はないものと見込んでいます。

▶ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

IASB は、2024 年 4 月に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に取って代わる IFRS 第 18 号を公表しました。IFRS 第 18 号では、特定の合計及び小計を含む、純損益計算書内の表示に関する新たな要求事項が導入されています。また、純損益計算書内のすべての収益及び費用を、「営業」、「投資」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」の 5 つの区分のいずれかに分類することが要求されます。このうち最初の 3 つの区分は新しく設けられたものです。

また、新しい概念である経営者が定義した業績指標、収益及び費用の小計に関する開示が求められるとともに、基本財務諸表(PFS)及び注記の特定の「役割」に基づいた財務情報の集約と分解に関する新たな要求事項も定められています。

さらに、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」において狭い範囲での改訂が行われています。これには、間接法で営業活動からのキャッシュ・フローを算定する出発点として「純損益」から「営業損益」に変更することや、配当及び利息から生じるキャッシュ・フローの分類に関する選択の余地を解消することが含まれます。加えて、IFRS 第 18 号の公表に伴う改訂が他のいくつかの基準にも生じています。

IFRS第18号とその他の基準の改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められており、その旨は開示する必要があります。IFRS第18号は遡及適用されます。

当グループは、現在、本改訂が基本財務諸表及び財務諸表の注記にもたらすすべての影響を識別すべく作業を進めています。

▶ **IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」**

IASBは、2024年5月にIFRS第19号を公表しました。この基準によって、要件を満たす企業は、引き続き他のIFRS会計基準に定められる認識・測定及び表示に係る要求事項を適用する一方で、削減された開示要求を適用することが選択可能となります。本基準の要件を満たすためには、報告期間の末日現在で、企業はIFRS第10号に定義される子会社に該当するとともに公的説明責任を負っておらず、かつIFRS会計基準に準拠し一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している(最終的な又は中間的な)親会社を有していなければなりません。

IFRS第19号は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められています。

当グループの資本性金融商品は公開取引されているため、IFRS第19号の適用要件を満たしません。

注釈 IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらのIFRS会計基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるよう現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことがある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務および他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp